

## 「福岡の避密の旅」観光キャンペーン宿泊券 取扱施設 登録申請書

令和 2年 月 日

「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの取扱施設登録のため下記のとおり申請します。

## 【宿泊施設情報】

宿泊施設名	(フリガナ)		
所在地	〒		
電話番号	- -	FAX 番号	- -
担当者名			
メールアドレス			
ホームページアドレス			
清算書類等送付先 (宿泊施設と異なる場合)	〒		
形態(いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 民宿・ペンション <input type="checkbox"/> コテージ・ロッジ・一棟貸 <input type="checkbox"/> その他簡易宿所		
「福岡の魅力再発見」 九州キャンペーン (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加		
GoToトラベル対象施設 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 申請済 <input type="checkbox"/> 未申請		

## 【登録条件チェックリスト】

次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に☑をつけてください。

- 福岡県内に所在し、観光客に宿泊のサービスを提供する宿泊施設である  
なお、宿泊施設は、「旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項から第3項の営業に係る施設」とします。
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」の第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
- 新型コロナウイルス感染症対策(消毒設備の設置、宿泊者を把握するための宿泊客名簿への正確な記載等)を講じており、福岡県が取り扱っている「感染防止宣言ステッカー」の申請並びに貼り出しを行っている。

※GoToトラベル対象施設の場合、県の「感染防止宣言ステッカー」のみなし登録が可能です。みなし登録の希望される場合は下記☑に☑をお願いします。「希望する」に☑をした場合、後日「感染防止宣言ステッカー」をメールまたは郵送で送付しますので、施設への張り出しを行った上、写真の提出をお願いします。

- 「みなし登録」を希望する。

(裏面に続く)

- 宿泊事業者自ら(従業員含む)が宿泊券を購入して販売しないこと
- その他公序良俗に反しないこと
- 宿泊券取扱に関する留意事項(ルール)を遵守できる施設であること
  - ① 宿泊券の取扱に関し、旅行者とトラブルにならないよう努めること  
(例) 県外の宿泊客が Go To トラベルキャンペーンを利用した宿泊プランを販売する際(Webでの販売含む)に、本宿泊券との併用ができない旨を事前に旅行者に伝えること
  - ② 宿泊する代表者の本人確認及び宿泊者名簿の管理を確実に行うこと
  - ③ 宿泊券清算業務が適切に実施できること
  - ④ 事務局が支給するツール(取扱施設表示ツール等)の管理のほか、使用済宿泊券のコピーや個人情報等を適切に管理できること(5年間保存)。

**【振込先口座】以下のいずれかに☑をお願いします。**

- 「福岡の魅力再発見」キャンペーンと同じ口座に振込みを依頼します。(下記への口座記載は不要です)
- 下記口座への振込を依頼します。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	労働金庫 信用組合	本店 支店
	銀行コード(4桁)	支店コード(4桁)	1. 普通 2. 当座
口座名義	(フリガナ)		

また、暴力団排除の誓約書(様式2)についても、「福岡の魅力再発見」キャンペーン参画時に提出している場合、下記項目に☑をいただければ提出は不要となります。

- 「福岡の避密の旅」観光キャンペーンにおいても、「福岡の魅力再発見」観光キャンペーン申請時に提出した誓約書について、遵守します。